

資料編

- 1 寄附行為・基金定款
- 2 地方交付税法附則(抄)、普通交付税に関する省令
- 3 事業申請状況一覧
- 4 事業執行状況一覧表
- 5 復興基金事業と行政施策等との関連表
- 6 歴代役員名簿
- 7 復興基金事務局職員の推移

財団法人阪神・淡路大震災復興基金寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人阪神・淡路大震災復興基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- (2) 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
- (3) 被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業
- (4) 被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、兵庫県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し又は

国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に理事会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、兵庫県知事の承認を得なければならない。ただし、収支予算に定めるところにより、当該資金を地方公共団体から借入れる場合は、理事会の同意を要しない。

2 前項ただし書の場合において、当該地方公共団体が当該資金を金融機関から調達するときは、同時に、兵庫県知事の承認を得て、長期借入金に相当する資金を当該地方公共団体の金融機関に対する債務の担保に供することができる。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 10人以上20人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2人

2 理事長及び副理事長は、それぞれ兵庫県知事及び神戸市長の職にある者をもって充てる。

3 常務理事は、理事長が任命する。

4 理事(理事長、副理事長及び常務理事を除く。)及び監事は、理事会において選任する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 常務理事は、常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意により解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第22条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 理事長は、緊急の必要があるときは、書面により賛否を求めて、理事会の議決に替えることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会)

第28条 この法人の事業を円滑に推進するために、幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、兵庫県知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、兵庫県及び神戸市に帰属する。

第7章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項から第4項までの規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可があった日（平成7年10月11日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可があった日（平成18年3月24日）から施行する。

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、阪神・淡路大震災からの復興のための各般の取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- (2) 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
- (3) 被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的とする事業を行うため、基本財産として100,000,000円を保有し、現金、預金又は投資有価証券で管理する。

2 基本財産の管理は、確実かつ有利な方法をもって管理しなければならないが、その一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達等計画書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 正味財産増減計算書及びその附属明細書
- (4) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第28条第1項第2号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）

の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長が欠けたとき又は評議員長に事故があるときは、評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第5章 役員及び理事会

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、常務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、毎年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の議長は、常務理事がこれに当たる。
(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人の存続期間を令和3年7月31日までとし、その日の満了をもって解散する。

2 前項により清算法人となった場合は、監事を2名置くこととし、解散時における監事が就任する。

(公益認定の取消し等に伴う財産の帰属)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、また、この法人が清算をする場合には、評議員会の決議を経て、残余財産を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営、その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委任)

第42条 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
齋藤富雄
安田丑作
新野幸次郎
室崎益輝
加藤恵正
松原一郎
小林郁雄
野崎隆一
平松秀則
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
井戸敏三
木村光利
矢田立郎
中村三郎
河野昌弘
門 康彦
梶本日出夫
古西保信
表具喜治
- 5 この法人の最初の理事長は井戸敏三、常務理事は木村光利とする。
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
塚本隆文
高橋英比古
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規則その他の規程は、移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月24日から施行する。

地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則（抄）

（特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への参入）

第六条 平成三年度から平成十七年度までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等のための地方債利子支払費	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成三年度、平成七年度、平成八年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額	千円につき 九百五十円

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
(1) 民法第三十四条の規定により設立された法人で雲仙岳の噴火による災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成三年度及び平成八年度において発行を許可された地方債に係る当該年度における利子支払額 (2) 民法第三十四条の規定により設立された法人で阪神・淡路大震災に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成七年度及び平成八年度において発行を許可された地方債で自治大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）（抄）

（特別の地方債の利子支払い費に係る数値の算定方法等）

第四条の三 地方団体の長は、当該地方団体に係る測定単位である民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成三年度、平成七年度及び平成八年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

2 法附則第六条第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に定める算定方法によって、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する（五百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、その端数金額を千円とする）。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
(1) 民法第三十四条の規定により設立された法人で雲仙岳の噴火による災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成三年度及び平成八年度において発行を許可された地方債に係る当該年度における利子支払額 (2) 民法第三十四条の規定により設立された法人で阪神・淡路大震災に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成七年度及び平成八年度において発行を許可された地方債で自治大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

※ 平成十七年時点。

復興基金事業の内容と交付状況

区 分	事 業 内 容	交 付 状 況		
		件数(件)	金額(億円)	
住宅対策	持ち家の再建・購入・修繕に対する支援	被災者住宅再建・購入支援事業補助、民間住宅共同化支援、被災マンション建替支援 利子補給 等	60,169	570
	民間賃貸住宅入居者に対する支援	民間賃貸住宅家賃負担軽減事業	38,996	393
	復興まちづくりと景観形成への支援	復興まちづくり支援事業補助 等	3,199	35
	その他	住宅債務償還特別対策、「総合住宅相談所設置運営事業補助」、宅地防災 等	55,736	133
	計		158,100	1,131
生活対策	被災者の健康づくり支援	健康アドバイザー設置事業補助 等	5,425	23
	高齢者の自立支援	高齢者の自立支援事業	3,235	60
	被災者の自立のための資金支援	被災者自立支援金、生活復興資金貸付金 利子補給	177,741	1,498
	その他	被災者のいきがづくり支援、「生活復興 県民ネット」設置運営事業等補助、災害復興 ボランティア活動補助 等	35,358	252
	計		221,759	1,833
産業対策	災害復旧資金の借入者等に対する支援	政府系中小企業金融機関災害復旧資金 利子補給、緊急災害復旧資金利子補給 等	36,324	361
	被災商店街の復興・活性化支援	被災商店街にぎわい支援事業、商店街整備 事業 等	1,669	23
	被災者の雇用・就労支援	被災者雇用奨励金、被災者就業支援事業 等	27,090	115
	新規成長事業等への支援	新産業構造拠点地区進出企業賃料補助、産 業復興ベンチャーキャピタル制度 等	2,228	34
	その他	事業再開者・新規開業者支援資金利子補 給、復興市街地再開発地域のにぎわい創出 等	1,342	41
	計		68,653	574
教育・その他の対策	私立学校の復興支援、文化財等の復興支 援、周年追悼・記念行事、震災の経験・教 訓継承 等	4,955	108	
合 計	計 (119 事業)	453,467	3,646	
特別会計除く 合 計		—	3,631	

復興基金事業交付状況一覧表

NO.1

(令和3年3月31日)

区 分	事 業 名 (受付開始年月)	交 付 状 況	
		件数(戸)	金額(千円)
住宅対策	1 被災者住宅購入支援事業補助 (7.7)	13,597	14,623,619
	2 被災者住宅再建支援事業補助 (7.7)	23,403	24,764,338
	3 県・市町単独住宅融資利子補給 (7.7)	1,187	2,388,733
	4 大規模住宅補修利子補給 (8.10)	2,906	943,812
	5 隣地買増し宅地規模拡大利子補給 (9.12)	12	9,033
	6 定期借地権方式による住宅再建支援事業補助 (8.10)	109	289,027
	7 高齢者住宅再建支援事業補助 (10.2)	10,654	4,833,364
	8 高齢者特別融資利子補給 (9.2)	18	40,090
	9 被災マンション建替支援利子補給 (7.7)	3,878	4,963,682
	10 被災マンション共用部分補修支援利子補給 (7.12)	1,345	179,224
	小 計	57,109	53,034,922
	11 民間住宅共同化支援利子補給 (7.7)	2,938	3,805,398
	12 小規模共同建替等事業補助 (9.6)	122	243,968
	小 計	3,060	4,049,366
	13 災害復興準公営住宅建設支援事業補助 (7.7)	27,252	4,677,711
	14 特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助 (8.4)	3,382	1,399,878
	15 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給 (7.11)	2,386	1,518,022
	16 学生寄宿舍建設促進利子補給 (7.11)	44	8,653
	17 被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設事業補助 (9.5)	794	344,314
	小 計	33,858	7,948,578
	18 民間賃貸住宅家賃負担軽減事業 (8.10)	38,996	39,319,803
	小 計	38,996	39,319,803
	19 生活福祉資金貸付金利子補給 (8.8)	13,828	67,289
	20 災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助 (9.12)	51	27,476
	21 公営住宅入居待機者支援事業補助 (10.5)	2,280	1,089,492
	22 持家再建待機者等支援事業補助 (10.7)	204	176,459
	23 公営住宅特別交換(暫定入居)支援事業補助 (10.7)	185	21,700
	24 災害復興グループハウス整備事業補助 (10.5)	27	155,747
	小 計	16,575	1,538,163
	25 宅地防災工事融資利子補給 (7.9)	137	74,989
	26 被災宅地二次災害防止対策事業補助 (7.9)	179	320,579
	27 被災宅地二次災害防止緊急助成 (10.4)	16	62,664
	28 住宅耐震改修支援事業補助 (21.4)	2,404	347,540
	小 計	2,736	805,772
29 復興まちづくり支援事業補助 (7.9)	2,927	3,008,385	
30 景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助 (9.6)	272	446,795	
小 計	3,199	3,455,180	
31 住宅債務償還特別対策 (7.12)	1,841	1,739,497	
32 総合住宅相談所設置運営事業補助 (7.6)	1	645,603	
33 ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助 (7.9)	1	367,700	
34 復興土地区画整理事業等融資利子補給 (10.4)	724	153,416	
小 計	2,567	2,906,216	
計	158,100	113,058,000	

※交付金額には、利子補給事業に係る繰上償還のあったものや、精算済みのものを反映させている。

(令和3年3月31日)

区 分	事 業 名 (受付開始年月)	交 付 状 況		
		件数(戸)	金額(千円)	
生活対策	1 「こころのケアセンター」 運営事業補助 (7.6)	88	1,444,653	
	2 アルコールリハビリテーション事業補助 (9.6)	11	223,407	
	3 健康アドバイザー設置事業補助 (9.7)	360	242,576	
	被災者の健康づくり支援	4 健康づくり支援事業補助 (9.4)	412	137,304
	5 コミュニティプラザ等医療相談事業補助 (9.6)	4,542	240,409	
	6 医療情報ネットワーク整備事業補助	12	8,000	
	小 計	5,425	2,296,349	
	被災者の生活支援とコミュニティ形成の支援	7 「生活復興県民ネット」 設置運営事業等補助 (8.10)	470	962,904
		8 生活支援マネジメントシステム事業補助 (9.7)	8	187,502
		9 いきいきライフサポート事業補助 (9.5)	704	158,357
	小 計	1,182	1,308,763	
	被災者のいきがいづくり支援	10 被災者のいきがいづくり支援	9	497,901
		11 いきがい「しごと」づくり事業補助 (9.6)	28	347,099
	小 計	37	845,000	
	高齢者の自立支援	12 高齢者の自立支援事業 (9.5)	3,235	6,043,160
		小 計	3,235	6,043,160
	ボランティア活動に対する支援	13 災害復興ボランティア活動補助 (7.6)	20,391	1,895,795
		14 元気アップ自立活動補助 (7.9)	272	59,200
		小 計	20,663	1,954,995
	地域のコミュニティ拠点等に対する支援	15 ふれあいセンター設置運営事業補助 (7.6)	883	1,299,629
		16 応急仮設住宅共同施設維持管理費補助 (7.9)	100	5,590,406
		17 仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助 (8.7)	262	72,581
		18 被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助 (7.10)	1,676	10,398,256
		19 地域集会所再建費補助 (7.9)	217	846,314
		20 復興地域コミュニティ拠点設置事業補助 (9.3)	1	4,051
		21 フェニックス・ステーション設置運営事業補助 (7.9)	585	457,734
	小 計	3,724	18,668,971	
	被災者の自立のための資金支援	22 被災者自立支援金 (9.4)	146,886	141,526,841
		23 生活復興資金貸付金利子補給等 (8.12)	30,855	8,261,172
		小 計	177,741	149,788,013
	県外居住被災者への支援	24 県外居住被災者支援事業	575	18,336
小 計		575	18,336	
私道等の復旧に対する支援	25 私道災害復旧費補助 (7.9)	975	1,190,333	
	26 民間街灯災害復旧費補助 (7.10)	2,295	7,445	
	27 住宅再建型宅地整備事業補助 (9.2)	22	27,848	
	小 計	3,292	1,225,626	
被災外国人県民への支援	28 外国人県民救急医療費損失特別補助 (7.10)	11	7,492	
	29 被災外国人県民支援活動補助 (8.4)	6	2,700	
	小 計	17	10,192	
その他	30 災害復興公営住宅等空家入居者支援事業 (9.10)	5,812	886,495	
	31 消費生活協同組合貸付金利子補給 (7.12)	23	11,320	
	32 医療関係施設復興融資利子補給 (7.7)	10	9,749	
	33 小規模共同作業所復旧事業費補助 (7.9)	23	189,782	
	小 計	5,868	1,097,346	
計	221,759	183,256,751		

(令和3年3月31日)

区 分	事 業 名 (受付開始年月)	交 付 状 況		
		件数(戸)	金額(千円)	
産業対策	1 政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給(7.8)	8,350	5,587,381	
	2 環境事業団融資利子補給 (7.8)	0	0	
	3 緊急災害復旧資金利子補給 (7.10)	24,890	28,482,227	
	4 国民生活金融公庫 (生活衛生資金貸付) 災害貸付金利子補給 (7.8)	2,893	1,619,271	
	5 農林漁業関係制度資金利子補給 (7.6)	159	53,516	
	6 港湾運送事業者等復興支援利子補給 (7.9)	24	27,701	
	7 民有海岸保全施設復旧融資利子補給 (7.9)	8	317,591	
	小 計	36,324	36,087,687	
	被災中小企業の事業再開等への支援	8 事業再開者・新規開業者支援資金利子補給 (9.12)	40	13,688
	9 小規模事業者事業再開支援事業補助 (10.10)	42	39,864	
	10 本格復興促進支援利子補給 (10.1)	84	33,144	
	小 計	166	86,696	
	被災商店街の復興支援	11 震災復興高度化促進助成事業 (9.4)	13	25,834
	12 商店街整備事業 (旧:商店街・小売市場共同施設建設費助成事業) (9.4)	389	539,620	
	13 共同店舗実地研修支援事業 (10.4)	11	5,271	
	14 店舗共同化促進利子補給 (10.1)	0	0	
	15 商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助 (7.5)	51	125,075	
	16 被災商店街復興事業補助 (9.4)	5	15,000	
	17 被災商店街にぎわい支援事業 (旧:商店街・小売市場復興イベント開催事業補助) (9.4)	1,014	1,404,727	
	小 計	1,483	2,115,527	
	地域産業等の復興支援	18 小規模製造企業復興推進事業補助 (9.6)	36	82,517
	19 地域産業活性化支援事業補助 (7.5)	120	1,379,798	
	20 路線バス災害復旧費補助 (7.9)	5	96,620	
	小 計	161	1,558,935	
	被災地の観光復興支援	21 テレビCM 放映事業補助 (7.9)	2	105,000
	22 会議、大会等誘致奨励金交付事業補助 (7.9)	214	14,300	
	23 観光復興リレーイベント開催事業補助 (7.9)	20	15,067	
	24 観光対策推進事業補助 (9.3)	3	456,118	
	小 計	239	590,485	
	被災者の雇用・就労支援	25 被災者雇用奨励金 (7.7)	10,013	5,006,500
	26 雇用維持奨励金 (7.7)	7,862	1,615,330	
	27 被災地しごと開発事業補助 (被災者就業支援事業) (9.4)	8,804	4,775,545	
28 被災地求職者企業委託特別訓練事業補助 (9.4)	411	85,684		
小 計	27,090	11,483,059		
新規成長事業等への支援	29 新産業構造拠点地区進出企業賃料補助 (9.4)	1,344	1,229,266	
30 新産業構造拠点地区中核的施設建設費補助・利子補給 (10.4)	0	0		
31 産業復興ベンチャーキャピタル制度 (8.4)	59	752,315		
32 新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業 (特別会計) (9.3)	809	1,460,289		
小 計	2,228	3,441,870		
被災商店街の活性化支援	33 被災商店街コミュニティ形成支援事業補助 (9.12)	14	10,596	
34 被災商店街空き店舗等活用支援事業 (10.4)	24	11,288		
35 被災商店街空き店舗等再生支援事業 (22.4)	148	182,232		
小 計	186	204,116		
復興市街地再開発地域のにぎわい創出	36 復興市街地再開発地域にぎわい創出事業 (20.8)	776	1,906,040	
小 計	776	1,906,040		
計		68,653	57,474,415	

(令和3年3月31日)

区 分	事 業 名 (受付開始年月)	交 付 状 況	
		件数(戸)	金額(千円)
教育対策	1 私立学校復興支援利子補給 (7.9)	87	412,286
	2 私立学校仮設校舎事業補助 (7.5)	53	327,292
	3 私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助 (7.9)	7	70,832
	4 私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助 (7.11)	45	132,443
	5 私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助 (8.1)	41	326,473
	小 計	233	1,269,326
	6 文化財修理費助成事業補助 (7.6)	107	543,292
	7 歴史的建造物等修理費補助 (7.9)	304	1,096,771
	8 私立登録博物館修理費補助 (7.9)	11	141,689
	9 私立博物館類似施設修理費補助 (7.9)	17	185,656
	10 私立博物館相当施設修理費補助 (7.9)	2	13,933
小 計	441	1,981,341	
芸術文化活動に対する支援	11 被災地芸術文化活動補助 (8.6)	1,801	384,213
小 計	1,801	384,213	
計		2,475	3,634,880
その他	1 震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助 (8.11)	1,559	4,855,679
	2 追悼行事関連文化復興事業補助 (7.12)	5	38,022
	小 計	1,564	4,893,701
	3 震災の経験・教訓継承事業 (22.4)	914	561,089
	小 計	914	561,089
	4 阪神・淡路大震災復興支援館「フェニックスプラザ」設置・運営事業 (8.7)	1	687,922
震災広報等	5 震災復興広報強化事業 (9.3)	1	1,007,518
小 計	2	1,695,440	
計		2,480	7,150,230
合 計 (119 事業)		453,467	364,574,276

復興基金事業と行政施策等との関係

〔住宅対策〕

区分	行政	復興基金	義援金・その他																																																																																																				
持ち家の建替・購入・修繕に対する支援	※融資制度の利率はいずれも基金の利子補給制度等創設時の利率	※利子補給の利率はいずれも上限																																																																																																					
建替・購入に対する支援	住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等(利率の低減) ○住宅金融公庫の場合 ・利率:3.6%(元金据置期間中の5年間3.0%) ・限度額:建設1,140万円 購入1,910万円 補修630万円 ・償還期間:25~35年 住宅復興助成基金による利子補給(当初5年:0.5%) ○ひょうご県民住宅復興ローンの場合	被災者住宅購入支援事業補助 ・設計調査費補助(公社・公団建設代行型に対して20万円/戸) ・購入資金借入の利子補給(据置期間中実質無利子等) 〔当初制度〕※対象は災害復興住宅の購入 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>対 象 融 資</th> <th colspan="2">利子補給率</th> </tr> <tr> <th>被災地</th> <th>購入地</th> <th></th> <th>当初5年</th> <th>6~10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">面的整備区域</td> <td rowspan="2">県 内</td> <td>公庫等</td> <td>2.5%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1.925%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">新市街地等</td> <td>公庫等</td> <td>2.5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1.925%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 〔拡充制度〕(平成8年10月~) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>対 象 融 資</th> <th colspan="2">利子補給率</th> </tr> <tr> <th>被災地</th> <th>購入地</th> <th></th> <th colspan="2">当初5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災地域</td> <td rowspan="2">県 内</td> <td>公庫等</td> <td colspan="2">2.5%</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td colspan="2">1.925%</td> </tr> </tbody> </table> 被災者住宅再建支援事業補助 ・建設資金借入の利子補給 〔被災当初の制度〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>対 象 融 資</th> <th colspan="2">利子補給率</th> </tr> <tr> <th>被災地</th> <th>購入地</th> <th></th> <th>当初5年</th> <th>6~10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">面的整備区域</td> <td rowspan="2">新市街地等</td> <td>公庫等</td> <td>2.5%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1.925%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新市街地等以外の県内</td> <td>公庫等</td> <td>2.5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1.925%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">新市街地等</td> <td>公庫等</td> <td>2.5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1.925%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 〔拡充制度〕(平成8年10月~) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>対 象 融 資</th> <th colspan="2">利子補給率</th> </tr> <tr> <th>被災地</th> <th>購入地</th> <th></th> <th colspan="2">当初5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災地域</td> <td rowspan="2">県 内</td> <td>公庫等</td> <td colspan="2">2.5%</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td colspan="2">1.925%</td> </tr> </tbody> </table> 被災市街地復興土地区画整理事業地区内利用・促進事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象融資</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公庫・民間</td> <td>当初5年</td> </tr> <tr> <td>1.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		対 象 融 資	利子補給率		被災地	購入地		当初5年	6~10年	面的整備区域	県 内	公庫等	2.5%	1.0%	民間	1.925%	0.5%	その他	新市街地等	公庫等	2.5%	—	民間	1.925%	—	区 分		対 象 融 資	利子補給率		被災地	購入地		当初5年		被災地域	県 内	公庫等	2.5%		民間	1.925%		区 分		対 象 融 資	利子補給率		被災地	購入地		当初5年	6~10年	面的整備区域	新市街地等	公庫等	2.5%	1.0%	民間	1.925%	0.5%	新市街地等以外の県内	公庫等	2.5%	—	民間	1.925%	—	その他	新市街地等	公庫等	2.5%	—	民間	1.925%	—	区 分		対 象 融 資	利子補給率		被災地	購入地		当初5年		被災地域	県 内	公庫等	2.5%		民間	1.925%		対象融資	利子補給率	公庫・民間	当初5年	1.7%	住宅損壊見舞金(義援金) ・全壊、全焼 10万円/世帯
区 分		対 象 融 資	利子補給率																																																																																																				
被災地	購入地		当初5年	6~10年																																																																																																			
面的整備区域	県 内	公庫等	2.5%	1.0%																																																																																																			
		民間	1.925%	0.5%																																																																																																			
その他	新市街地等	公庫等	2.5%	—																																																																																																			
		民間	1.925%	—																																																																																																			
区 分		対 象 融 資	利子補給率																																																																																																				
被災地	購入地		当初5年																																																																																																				
被災地域	県 内	公庫等	2.5%																																																																																																				
		民間	1.925%																																																																																																				
区 分		対 象 融 資	利子補給率																																																																																																				
被災地	購入地		当初5年	6~10年																																																																																																			
面的整備区域	新市街地等	公庫等	2.5%	1.0%																																																																																																			
		民間	1.925%	0.5%																																																																																																			
	新市街地等以外の県内	公庫等	2.5%	—																																																																																																			
		民間	1.925%	—																																																																																																			
その他	新市街地等	公庫等	2.5%	—																																																																																																			
		民間	1.925%	—																																																																																																			
区 分		対 象 融 資	利子補給率																																																																																																				
被災地	購入地		当初5年																																																																																																				
被災地域	県 内	公庫等	2.5%																																																																																																				
		民間	1.925%																																																																																																				
対象融資	利子補給率																																																																																																						
公庫・民間	当初5年																																																																																																						
	1.7%																																																																																																						
ひょうご県民住宅復興ローン等県・市町単独の融資制度(公庫融資制度を補完する融資制度の創設) ○ひょうご県民住宅復興ローンの場合 ・利率:3.5%(元金据置期間中の5年間3.0%) ・限度額:800万円 ・償還期間:25年	県・市町単独住宅融資利子補給 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象融資</th> <th colspan="2">利子補給率</th> </tr> <tr> <th>当初5年</th> <th>6~10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県・市町単独融資</td> <td>1.65%以内</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> ※元金据置期間中の利子補給率は、被災した地域や住宅を建設する地域等で異なる。 ※6年目以降の利子補給は面的整備区域内の被災者等に限られる。	対象融資	利子補給率		当初5年	6~10年	県・市町単独融資	1.65%以内	1.0%																																																																																														
対象融資	利子補給率																																																																																																						
	当初5年	6~10年																																																																																																					
県・市町単独融資	1.65%以内	1.0%																																																																																																					
住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等ひょうご県民住宅復興ローン等県・市町単独融資制度	隣地買増し宅地規模拡大支援利子補給 ・狭小宅地で隣接地購入資金融資の利子補給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な条件</th> <th>利子補給率(当初5年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 買い増す隣接宅地の規模が100㎡未満 ・ 自己用住宅再建宅地が100㎡未満 ・ 年間所得が1,000万円以下</td> <td>公的融資:2.5% 民間融資:1.925%</td> </tr> </tbody> </table>	主な条件	利子補給率(当初5年)	・ 買い増す隣接宅地の規模が100㎡未満 ・ 自己用住宅再建宅地が100㎡未満 ・ 年間所得が1,000万円以下	公的融資:2.5% 民間融資:1.925%																																																																																																		
主な条件	利子補給率(当初5年)																																																																																																						
・ 買い増す隣接宅地の規模が100㎡未満 ・ 自己用住宅再建宅地が100㎡未満 ・ 年間所得が1,000万円以下	公的融資:2.5% 民間融資:1.925%																																																																																																						

区分	行政	復興基金	義援金・その他											
		定期借地権方式による住宅再建支援事業補助 <ul style="list-style-type: none"> 定期借地権の活用による住宅再建支援事業を実施する地方住宅供給公社等へ補助 補助額：土地購入費/1,400万円×260万円 定期借地権方式による被災マンション建替支援事業補助 <ul style="list-style-type: none"> 定期借地権による被災マンション再建事業を施行する地方住宅供給公社等へ補助 補助額：設計調査費 20万円/戸 定期借地権地代軽減補助費 260万円/戸 	定期借地権方式による住宅・マンション再建事業の実施（県・神戸市住宅供給公社）											
補修に対する支援	住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等 <ul style="list-style-type: none"> 利率：3.6% 限度額：630万円 償還期間：20年 ひょうご県民住宅復興ローン等県・市町単独の融資制度 ○ひょうご県民住宅ローンの場合 <ul style="list-style-type: none"> 利率：3.85% 限度額：800万円 償還期間：25年 	大規模住宅補修利子補給 <ul style="list-style-type: none"> 住宅補修資金借入（原則500万円以上）への利子補給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象融資</th> <th>利子補給率(当初5年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公庫等</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>県・市単独融資</td> <td>1.65%</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1.925%</td> </tr> <tr> <td>共済組合</td> <td>1.72%</td> </tr> </tbody> </table>	対象融資	利子補給率(当初5年)	公庫等	2.5%	県・市単独融資	1.65%	民間	1.925%	共済組合	1.72%	持ち家修繕助成(義援金) 30万円/戸	
対象融資	利子補給率(当初5年)													
公庫等	2.5%													
県・市単独融資	1.65%													
民間	1.925%													
共済組合	1.72%													
高齢者の持ち家建替・購入・修繕に対する支援	神戸市災害復興住宅高齢者向け不動産処分型特別融資 <ul style="list-style-type: none"> 利率：当初10年 3.5% 11年目以降4.1% 限度額：1,500万円 償還期間：終身 土地評価額等の70%以内 	高齢者住宅再建支援事業補助 <ul style="list-style-type: none"> 高齢のため融資等が受けられない被災者の住宅建設・購入・補修費へ補助 補助額：建設等費用(ただし、補修は250万円を減じる)100万円につき5万円 高齢者特別融資(不動産活用型)利子補給 <ul style="list-style-type: none"> 通常の住宅融資の利用が困難な高齢者を対象に市町が設ける自己所有地等を担保とする融資の利子補給10年間、3.0%を利子補給 												
被災マンションの建替・修繕に対する支援	住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等ひょうご県民住宅復興ローン等県・市町単独の融資制度の創設 被災マンション建替支援事業設計条件検討、概略設計計画、周辺影響基本計画作成、概略資金計画作成費補助(4/5)	被災マンション建替支援利子補給 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象融資</th> <th colspan="2">利子補給率</th> </tr> <tr> <th>当初5年</th> <th>6~10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公庫等</td> <td>2.5%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1.925%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	対象融資	利子補給率		当初5年	6~10年	公庫等	2.5%	1.0%	民間	1.925%	0.5%	
対象融資	利子補給率													
	当初5年	6~10年												
公庫等	2.5%	1.0%												
民間	1.925%	0.5%												
	住宅金融公庫災害復興住宅(共用部分補修)融資 <ul style="list-style-type: none"> 利率：3.6% 限度額：830万円(特例加算を含む。) 償還期間：20年 	被災マンション共用部分補修支援利子補給 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象融資</th> <th colspan="2">利子補給率</th> </tr> <tr> <th>当初5年</th> <th>6~10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公庫</td> <td>2.5%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	対象融資	利子補給率		当初5年	6~10年	公庫	2.5%	1.0%				
対象融資	利子補給率													
	当初5年	6~10年												
公庫	2.5%	1.0%												
住宅の共同化・協調化に対する支援	住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等ひょうご県民住宅復興ローン等県・市町単独の融資制度 優良建築物等整備事業(国)等	民間住宅共同化支援利子補給 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象融資</th> <th colspan="2">利子補給率</th> </tr> <tr> <th>当初5年</th> <th>6~10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公庫等</td> <td>2.5%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1.925%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	対象融資	利子補給率		当初5年	6~10年	公庫等	2.5%	1.0%	民間	1.925%	0.5%	
対象融資	利子補給率													
	当初5年	6~10年												
公庫等	2.5%	1.0%												
民間	1.925%	0.5%												
		小規模共同建替等事業補助 <ul style="list-style-type: none"> いわゆる白地地域等における小規模な共同建替等へ補助 補助額：対象経費の2/3(上限260万円/戸) 												
賃貸住宅の再建・建設に対する支援														
借上・買取による供給の支援	特定優良賃貸住宅制度 特定借上・買取賃貸住宅、特定目的借上公共賃貸住宅制度 共同施設整備費補助(4/5) 規模拡大に要する経費(県単) 定住関連施設整備補助 建設資金借入れへの利子補給 <ul style="list-style-type: none"> 当初5年：2.0%+国の基金から0.5% 家賃軽減補助(当初3年)	災害復興準公営住宅建設支援事業補助 特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助 <ul style="list-style-type: none"> 調査設計計画費補助 20万円/戸 防火関連施設整備費補助(共同施設整備費の1/5限度) 建設資金借入の利子補給 <ul style="list-style-type: none"> 1~5年：0.5% 6~10年：公庫災害復興住宅融資金利-3% 家賃軽減補助(4・5年目の激減緩和) ※二つの事業の補助内容は同一												

区分	行政	復興基金	義援金・その他									
民間賃貸住宅の再建・建設の支援	住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等 住宅金融公庫被災者向けファミリー賃貸住宅融資制度等 ・利率:3.8% ・限度額:320万円/戸 ・償還期間:30年 住宅金融公庫中高層貸付資金融資等 ・利率:3.85% ・限度額:建設費の80% ・償還期間:30年 ひょうご復興コレクティブ・ハウジング 管理運営体制研究調査	被災者住宅購入支援事業補助〔再掲〕 被災者住宅再建支援事業補助〔再掲〕 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給 <table border="1"> <tr> <td>対象融資</td> <td>利子補給率(当初5年)</td> </tr> <tr> <td>公庫等</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> 学生寄宿舎建設促進利子補給 <table border="1"> <tr> <td>対象融資</td> <td>利子補給率(当初5年)</td> </tr> <tr> <td>公庫等</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> 被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設事業補助 ・調査設計費補助 20万円/戸 ・協同居住空間整備費補助 95万円/戸 ・協同居住空間備品整備費補助 20万円/共同居住単位	対象融資	利子補給率(当初5年)	公庫等	1.0%	対象融資	利子補給率(当初5年)	公庫等	1.0%		
対象融資	利子補給率(当初5年)											
公庫等	1.0%											
対象融資	利子補給率(当初5年)											
公庫等	1.0%											
宅地防災工事に対する支援	住宅金融公庫宅地防災工事資金融資 ・利率:4.75% ・限度額:740万円 ・償還期間:15年 住宅金融公庫災害復興宅地融資 ・利率:4.15% ・限度額:580万円(特例 加算含む) ・償還期間:20年 市単独宅地防災工事融資 ○神戸市の場合 ・利率:3.0% ・限度額:500万円 ・償還期間:15年 ○公共施設に影響があり、採択要件に合う場合 道路債による復旧(県) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の特例措置(県)	宅地防災工事融資利子補給 <table border="1"> <tr> <td>融 資</td> <td>当初5年</td> <td>6~10年</td> </tr> <tr> <td>公庫等</td> <td>融資利率が0%となる率</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>神戸市等</td> <td>2.9%~3.0%</td> <td>1%</td> </tr> </table> 被災宅地二次災害防止対策事業補助 ・危険物除去及び応急復旧工事費へ補助 ・補助率:1/2(工事費300万円以下) 3/4(工事費300万円超部分) 被災宅地二次災害防止緊急助成 ・被災後3年を経過しても未復旧で改善命令を受けた被災宅地の早期復旧へ補助 ・補助率:1/2(限度額450万円)	融 資	当初5年	6~10年	公庫等	融資利率が0%となる率	1%	神戸市等	2.9%~3.0%	1%	
融 資	当初5年	6~10年										
公庫等	融資利率が0%となる率	1%										
神戸市等	2.9%~3.0%	1%										
二重(ダブル)ローン負担に対する支援	住宅金融公庫融資の返済条件の緩和 元利金の据置、据置期間中の金利引下げ 県民住宅ローン既債務対策助成制度 ・5年以内の元金据置期間中の利率を引下げ(1.5%以内)	住宅債務償還特別対策 ・次のいずれか低い金額を新住宅債務の最終資金交付日から5年を経過した日から5年間交付。 ①年取区分に従い既住宅債務の未償還残高に補助率を乗じて算定した額 ②新住宅債務の償還条件により償還残高の年3%の率を乗じて算定した額										
住宅再建等についての相談支援等	総合住宅相談所設置運営事業補助(国・県・市) ひょうご輸入住宅総合センター 設置運営事業補助(国・県) 日本貿易振興会の無利子貸付	総合住宅相談所設置運営事業補助 ・総合的な住宅相談の実施 ・住宅再建ヘルパーの派遣 ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助 ・輸入住宅に関する情報提供、モデル住宅の展示	総合住宅相談所の運営((財)兵庫県住宅建築総合センター)住宅再建ヘルパー派遣事業等の実施(神戸市住宅供給公社) ひょうご輸入住宅総合センターの運営((財)兵庫県住宅建築総合センター)									
復興まちづくりと景観形成支援	土地区画整理事業(国・県・市町) 市街地再開発事業(国・県・市) 優良建築物等整備事業(国・県・市) 住宅市街地整備総合支援事業(国・市) 密集市街地整備促進事業(国・市) 街並み・まちづくり総合支援事業(国・県・市) まちづくり支援事業(県) 花いっぱいモデル助成(県) まちづくり支援制度(神戸市) 景観基金による景観形成助成(県) 花と緑のまちづくり指導者養成講座等の開催(県立淡路景観園芸学校)	復興まちづくり支援事業補助 ・まちづくりアドバイザー派遣 ・まちづくりコンサルタント派遣 ・まちづくり活動助成(300万円限度) ・空地の環境整備助成(150万円限度) ・バザール設置助成(150万円限度) 被災地空き地活用パイロット事業(150万円限度) 被災地花いっぱいモデル助成(250万円限度) 被災地修景緑化推進助成(100万円限度) 生け垣等緑化事業(75万円限度) まちの再発見運動(50万円限度)等 まちのにぎわいづくり一括助成事業(平成18年度~21年度実施分、1000万円限度)	復興まちづくり支援事業の実施((財)兵庫県まちづくり技術センターまちづくりセンター等)									

区 分	行政	復興基金	義援金・その他														
	生垣緑化等助成推進事業(神戸市等) ひょうごグリーンネットワーク運動の実施(県) 兵庫県景観復興マスタープログラムの作成 景観アドバイザー設置事業(県) 住民参加による景観復興事業(県)	まちのにぎわいづくり一括助成事業 (平成22年度～24年度 実施分、3期計2000万円限度) 復興土地区画整理事業等融資利子補給 ・清算金等支払賃金の借入に対して当初5年間3%以内を 利子補給 景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助 ・外観的復元等 補助率1/2(350万限度) ・施設整備費等 補助率1/2(150万限度)															
民間賃貸住宅等 入居者に対する支 援	特定優良賃貸住宅制度 特定借上・買取賃貸住宅、特定目的借上公 共賃貸住宅制度 ・家賃軽減補助(当初3年+復興基金2年)	民間賃貸住宅家賃負担軽減事業 ・対象者:次の全ての要求を満たす方 ①被災者で世帯の月額所得が31万7千円(平成14年度 以降は20万円)以下 ②震災時に入居していた住宅が滅失 ③復興基金の住宅関係利子補給等を利用していない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="2">補助月額</th> </tr> <tr> <th>家賃6万円以上</th> <th>家賃6万円未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H8～11</td> <td>30,000円</td> <td>家賃の1/2</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>20,000円</td> <td>家賃の1/3</td> </tr> <tr> <td>H13～17</td> <td>10,000円</td> <td>家賃の1/6</td> </tr> </tbody> </table> 公社賃貸住宅家賃負担軽減事業 ・住宅供給公社に対して公社賃貸住宅復旧費を補助 (家賃転化の回避)	年 度	補助月額		家賃6万円以上	家賃6万円未満	H8～11	30,000円	家賃の1/2	H12	20,000円	家賃の1/3	H13～17	10,000円	家賃の1/6	賃貸住宅入居助成 (義援金) 30万円/世帯
年 度	補助月額																
	家賃6万円以上	家賃6万円未満															
H8～11	30,000円	家賃の1/2															
H12	20,000円	家賃の1/3															
H13～17	10,000円	家賃の1/6															
仮設住宅からの 移転支援	生活福祉資金貸付金(特例貸付) ・利率:3.0% ・限度額:50万円 ・償還期間:6年(据置1年)	生活福祉資金貸付金利子補給 ・利子補給限度額:50万円 ・利子補給率 :3.0% ・利子補給期間 :5年(据置期間)経過後															
	災害復興(賃貸)住宅の一元的受付・選定 (国・県・市・住宅都市整備公団・県及び神 戸市住宅供給公社)	災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助 ・補助限度額:管理戸数 30～100戸 30万円 100戸～ 60万円															
		公営住宅入居待機者支援事業補助 ・住宅借上支援限度額 家賃月額(7万円が上限)×入居月数 ・移転費:移転距離等に応じて入居者に助成	公営住宅入居待機者支援 事業の実施(兵庫県住宅供 給公社)														
		持家再建待機者等支援事業補助 ・家賃補助 ○10・11年度 月額(上限3万円)×入居月数 ○12年度 月額(上限1.5万円)×入居月数 ・移転費:移転距離等に応じて入居者に助成															
		公営住宅特別交換(暫定入居)支援事業補助 ・移転費:移転距離等に応じて入居者に助成															
	災害復興グループハウスへの介護員・看護 師の派遣(国・県・市)	災害復興グループハウス整備事業補助 ・補助限度額:建設・購入 600万円/戸 借上 600万円/戸(5年間)															
住宅の安全対策 支援	わが家の耐震改修促進事業(県) 簡易耐震診断推進事業(県)	住宅耐震改修支援事業 ・補助限度額:20万円/戸(21-24年度) ・住宅の耐震改修工事に要する経費等につき補助 ・耐震診断の評点に応じて加算あり(25-26年度) 室内安全対策モデル事業 ・単身高齢者世帯または障害者のみの世帯に対して、家具 の固定を実施する事業を補助 ・補助率10/10	ひょうご住宅耐震改修技術 コンペ (財)兵庫県建築住宅総合 センター)														

[生活対策]

区分	行政	復興基金	義援金・その他
被災者の自立のための資金支援	災害弔慰金 ・主たる生計者：500万円／人 ・その他：250万円／人 災害障害見舞金 ・主たる生計者：250万円／人 ・その他：125万円／人 災害援護金 ・全壊、全焼：10万円／世帯 ・半壊、半焼：5万円／世帯 ・重傷者：1万円／世帯 死亡見舞金(遺族、兄弟姉妹のみ) ・10万円／人		死亡者行方不明者見舞金(義援金) 10万円／人 重傷者見舞金(義援金) 5万円／人 要援護家族奨励金(義援金) ひとり暮らし老人、要介護老人、母子、父子、両親のいない児童、重度障害者、生活保護受給者、特定疾患患者、公害認定患者、原爆被爆者30万円／世帯
	災害援護資金貸付金 ・利率：3.0%(据置期間中無利子) ・限度額：最高350万円 ・償還期間：10年(据置5年) 生活福祉資金(災害援護資金)貸付 ・利率：3.0%(据置期間中無利子) ・限度額：150万円 ・償還期間：8年(据置3年)	被災者自立支援金(生活再建支援金・被災中高年恒久住宅自立支援制度) ・支給額：複数世帯 50～120万円 単身世帯 37.5～90万円 ※他の市町(神戸市は5ブロックに区分)に移転した世帯には、30万円又は25万円加算	
	生活復興資金貸付金 ・利率：3.0% ・限度額：300万円 ・償還期間：6年～7年	生活復興資金貸付利子補給等 ・利子補給限度額：300万円 ・利子補給率：3.0% ・利子補給機関：6年～7年以内	
被害者の健康づくり支援		コミュニティプラザ等医療相談事業補助 ・医師及び保健婦等が行う医療相談等に要する経費へ補助 「まちの保健室」事業 ・看護師等をまちの保健室に配置し、乳幼児から高齢者までを対象とした健康相談を実施	コミュニティプラザ等医療相談事業の実施 ((社)兵庫県医師会・(社)兵庫県看護協会)
	アルコールリハビリテーション入所生活訓練部門運営費への補助業補助(国・県)	アルコールリハビリテーション事業補助 ・アルコールリハビリテーションホムの設置運営費の補助	アルコールリハビリテーション事業の実施(兵庫県断酒連合会・(財)神戸YMCA)
	こころのケアセンター設置事業補助(県)	「こころのケアセンター」運営事業補助 ・こころのケアセンターの運営費の補助	「こころのケアセンター」の運営(兵庫県精神保健協会)
	保健師による訪問指導、健康相談、仮設診療所の設置、巡回歯科治療の実施(国・県・市町)	健康アドバイザー設置事業補助 ・仮設住宅入居者等を戸別訪問して健康相談等を行う 「健康アドバイザー」設置費への補助	「健康アドバイザー」設置事業の実施((社)兵庫県看護協会)
		健康づくり支援事業補助 ・仮設住宅入居者の健康づくり指導等を行う事業への補助	
	医療情報ネットワーク整備事業補助(神戸市)	医療情報ネットワーク整備事業補助 ・民間医療機関等の医療情報ネットワーク整備費等への補助	
高齢者の自立支援	生活援助員(LSA)派遣事業(国・県・市町)LSA活動強化事業(県) 保健師による訪問指導など保健活動の推進(国・県・市) 健康づくり自主グループ育成事業(国・県) コミュニティ支援アドバイザー設置事業(県) 被災高齢者自立生活支援事業(県) いきいき県住推進員の設置(県) 高齢世帯支援員、ふれあい推進員の設置(神戸市)	高齢世帯生活援助員設置事業補助 高齢世帯生活援助員設置事業 地域見守りネットワーク会議開催等の支援 ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業への支援 夜間・休日見守り安心システム推進事業への支援 高齢者自立支援ひろば設置事業 地域コミュニティ支援事業	・民生委員、児童委員による安否確認、生活相談 ・友愛相談グループの活動
被災者の生活支援とコミュニティ形成支援	震災復興総合相談の実施(県) 県・市町生活支援委員会の設置運営(県) 地域支え合い体制づくり事業(県・市)	生活支援マネジメントシステム事業補助 ・被災者の生活復興を支援する支援者の活動支援 ・被災者の生活復興上の解決困難事例を検討する生活支援委員会の活動支援 ・NPOと行政の協働会議開催の支援	
	県外被災者への県、市町広報誌の送付、フリーダイヤルによる電話相談(県・市町) 「生活復興県民ネット」の設置支援(県) 被災者のための支援者ネットワーク事業(県) 生活復興に係る情報提供事業(県)	いきいきライフサポート事業補助 ・災害復興公営住宅等入居者を訪問して情報提供等を行う 「情報サポーター」設置費への補助	情報サポーターの設置(各市町社会福祉協議会)

区 分	行政	復興基金	義援金・その他
		「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助 フェニックス・クリスマスカーニバルへの支援 ひょうご寄席「話し方教室」講師派遣事業 専門家と市民講師による「コミュニティづくり移動相談チーム」派遣事業 地域活動推進員・ネットワーク事業補助 元気応援カレンダー事業補助 コミュニティ・ビジネス入門相談・情報提供事業 NPO活動等からコミュニティ・ビジネスへの参画支援事業 コミュニティ・ビジネスセミナーの実施 被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 被災地コミュニティ・ビジネス支援ネットによる被災地コミュニティ・ビジネスの推進 被災地NPO活動応援貸付事業補助 被災地における子どもたちの体験活動パイロット事業／こどもの心の広場づくり事業	
県外居住被災者に対する支援		被災者の生きがいづくり支援事業 ふるさとひょうごカムバックステイ応援事業補助 ひょうごカムバックコール&メール事業	
被災者いきがいきづくり支援	被災高齢者生きがい就労対策事業の実施(県) (社)シルバー人材センター協会との連携による就業機会の提供 雇用特別相談窓口の開設、雇用保険失業給付の特例措置等(国) 1日ハローワークの実施(県) Hyogoしごと情報広場の設置(国)	生きがい「しごと」づくり事業補助 ・被災高齢者等を対象に生きがいとしての「しごと」の場・機会を提供する事業への補助 被災地育児支援グループ(ファミリーサポートクラブ)助成事業補助) 被災地若年者元気あっぷプログラム	
ボランティア活動に対する支援	ひょうごボランティアプラザの運営委託(県)	災害復興ボランティア活動補助(一般活動費) 3万円/年(年間活動日数6～11日) 5万円/年(" 12～23日) 10万円/年(" 24日～) ・平成13年度までは引越しサービス等専門的な活動を組織的、継続的な活動の場合50万円以内/年又は100万円/年の補助あり ・事務所借上費50万円/年、補助率1/2(特別活動費)15万円/事業 行政・NPO協働事業助成補助 災害復興公営住宅等高齢者元気アップ活動支援事業 被災地NPO活動応援貸付事業等 元気アップ自立活動補助 ・1グループ当たり30万円	
私道復旧等に対する支援	私道舗装等への助成制度(市町)	私道災害復旧費補助 ・補助率:1/4 民間街灯災害復旧費補助 ・補助率:添架式1/6、独立式1/4	
	街なみ環境整備事業、密集住宅市街地整備促進事業 ・一定規模の指定地区内の場合	住宅再建型宅地整備事業補助 ・建築基準法に適合させるために行う私道整備費への補助(補助率1/3)	
その他の生活関連	災害復興公営住宅等空家入居者支援推進協議会の設置(県・市町)	災害復興公営住宅等空家入居者支援事業 ・被災者の入居に際しての浴槽・風呂釜の設置費へ補助	
	消費生活協同組合設備資金等貸付金(県・神戸市) ・利率:2.5% ・限度額:1000万円～限度額 ・貸付期間:1～7年	消費生活協同組合貸付金利子補給 ・利子補給率:2.5% ・利子補給期間:3年	
	社会福祉・医療事業団災害復旧融資 ・貸付利率 :当初3年間3.0% ・貸付限度額:3000万円 ・貸付期間 :25年	医療関係施設復興融資利子補給 ・利子補給率:2.5%(国の利子補給0.5%により当初3年間は実質無利子) ・利子補給期間:3年	
	小規模通所作業所(身体障害、精神障害等)運営費の補助(県・市町)	小規模共同作業所復旧事業費補助 ・補助対象:建物建設費、移設費、借上敷金 ・補助率:5/6	・建物修繕費・備品購入等の補助(中央馬主協会)(補助率)3/4 ・仮設作業所建設の支援(朝日新聞厚生事業団・安田火災記念財団等)(補助額)1,000万円

区分	行政	復興基金	義援金・その他
被災外国人県民に対する支援	救護班での医療費を災害救助法に基づき公費対応	外国人県民救急医療費損失特別補助 ・保険未加入の外国人県民の医療機関の医療費へ補助	被災外国人への医療の提供(医療機関)
		被災地外国人県民支援活動補助 ・NGOなど民間団体の被災外国人県民への情報提供等支援活動への補助 ・補助率等:1/2,50万円以内/団体	被災外国人県民の支援活動(NGO等)

[産業対策]

区分	行政	復興基金	義援金・その他
災害復旧資金の借入者に対する支援	政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付、環境事業団の災害特別貸付 ・利率:当初3年間3.0% (ただし、その後延長、低減) ・限度額:3,000万円 ・償還期間:15年	政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給 国民生活金融公庫(生活衛生資金貸付)災害貸付金利補給 環境事業団融資利子補給 ・利子補給率:2.5%(国の利子補給0.5%により当初3年間は実質無利子) ・対象融資限度額:2,000万円(産業対策利子補給対象融資を合算) ・利子補給期間:3年(ただし、最長10年まで延長)	
	緊急災害復旧資金融資の創設(県) 震災復旧緊急特別資金融資の創設(神戸市) ・利率:2.5% ・融資限度額:5,000万円 ・償還期間:10年	緊急災害復旧資金利子補給 ・利子補給率:2.5% ・対象融資限度額:2,000万円(産業対策利子補給対象融資を合算) ・利子補給期間:3年(ただし、最長10年まで延長)	
	農林漁業金融公庫資金融資 ・利率:3.5~4.25% ・限度額:3,000万円 ・償還期間:15~20年 農業近代化資金融資、豊かな村づくり資金(災害資金)、漁業近代化資金融資 ・利率:2.9~4.0% ・限度額:1,000万円~15億円 ・償還期間:5~20年	農林漁業関係制度資金利子補給 ・利子補給率:2.5%(実質無利子) ・対象融資限度額:2,000万円(産業対策利子補給対象融資を合算) ・利子補給期間:3年	
	経済変動対策資金融資(県・神戸市) ・利率:2.8% ・限度額:2,000万円 ・償還期間:5年、7年	港湾運送事業者等復興支援利子補給 ・利子補給率:2.5% ・対象融資限度額:2,000万円(産業対策利子補給対象融資を合算) ・利子補給期間:3年	
	日本政策投資銀行港湾施設復旧融資制度 ・融資利率:3.85%(当初5年は3.0%) ・融資限度:事業費の40%程度 ・償還期間:30年	民有海岸保全施設復旧融資利子補給 ・利子補給率:1.0% ・利子補給期間:5年	
	中小企業の事業再開等に対する支援	事業再開等支援資金融資、創業支援資金融資(県・神戸市) ・利率:2.2% ・限度額:1,000万円 ・償還期間:10年(据置3年)	事業再開者・新規開業者支援資金利子補給 ・利子補給率:2.5% ・利子補給限度額:1,000万円 ・利子補給期間:3年 小規模事業者事業再開支援事業補助 補助率等:1/2,100万円以内
政府系金融機関の設備資金融資 県及び神戸市の設備資金に係る制度融資(長期資金、小規模事業資金、商業観光振興資金、仮設賃貸工場移転費融資、無担保無保証人融資、集団再生資金融資、設備資金、都市計画事業特別融資制度)		本格復興促進支援利子補給 ・利子補給率:2.5% ・対象融資限度額:2,000万円(他の産業対策利子補給制度とは別枠) ・利子補給期間:3年	
被災商店街等の復興に対する支援		災害復旧高度化事業(小売り商業店舗等共同化事業)の拡充(中小企業団)、受付期間、据置期間の延長等 商店街、小売市場共同施設建設費補助(市町) 共同店舗実地研修支援事業(市町) 中小企業高度化資金(県)	被災商店街にぎわい支援事業 (旧:商店街・小売市場復興イベント開催支援事業) ・補助率:1/2 ・補助限度額:100万円(広域連携事業、継続取組の場合は増額)(平成9-18年度当初) ・その他:被災地にぎわい創出事業、地域元気回復支援事業、被災商店街にぎわい支援事業
		震災復興高度化事業促進助成事業 ・高度化計画策定経費の補助 ・補助率等:1/4,250万円以内	

区分	行政	復興基金	義援金・その他
		商店街整備事業 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業 ・補助率等:1/4、600万円以内 商業施設魅力アップ支援事業、商店街個店外観整備事業 ・補助率等:1/4、250万円以内 商店街共同施設撤去支援事業 ・補助率等:2/3、1,000万円以内 共同店舗実地研修支援事業 ・補助率等:1/4、50万円以内 店舗共同化促進利子補給 ・利子補給率等:2.5%以内、3年 商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助 ・補助率:1/4 ・補助限度額:建設の場合1,000万円リースの場合500万円 被災商店街復興支援事業補助 ・構想策定費への補助(300万円以内)	
地域産業等の復興に対する支援	仮設工場設置事業(県・市)事業協同組合等施設災害復旧事業 ・補助率:3/4	小規模製造企業復興推進事業補助 補助率等:1/2、500万円以内 地域産業活性化支援事業補助 ・販路開拓、情報化などの共同事業の補助 補助率:1/2(集中的販路開拓事業の場合2/3) 補助限度額:1,000万円(公益法人又は集中的販路開拓事業の場合2,000万円) 地域産業情報化推進事業 路線バス災害復旧費補助 ・補助率:1/2	・地域産業復興路フォーラムの開催((財)阪神・淡路産業復興推進機構) ・神戸まつりでの「VIVA! 地場産業」の開催(同上) ・地域産業活性化支援事業の実施(同上)
観光の復興に対する支援	“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会の設立 神戸ルミナリエの実施 等	テレビCM放映事業補助 ・観光PRのためのテレビCM放映事業に補助 会議、大会等誘致奨励金交付事業補助 ・被災地での会場、大会開催経費の補助 観光復興リレーイベント開催事業補助 ・被災地域でのお祭りやイベントへの補助 ・補助率等:1/2、100万円以内 観光対策推進事業補助 ・明石海峡大橋を活用したキャンペーン事業費の補助	“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会の設立 ・「阪神・淡路百名所づくり」の推進 ((財)阪神・淡路産業復興推進機構) ・神戸ルミナリエの実施 ・See阪神・淡路キャンペーンの推進 等
被災者の雇用・就労支援	雇用調整助成金の特例的適用(国) ・被災地域の事業主を支給対象とし、高率の助成等を実施 特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置(国) ・被災離職者の支給対象年齢の引下げ及び高率の助成の実施	被災者雇用奨励金 ・被災者、震災失業者の雇入れの奨励金 ・支給額:雇用者1人あたり50万円 雇用維持奨励金 ・被災地域の雇用維持のための経費の補助 ・支給率:雇用維持経費の1/8又は1/9 被災者就業支援事業 ・中高年齢の被災者に対する生きがい就労機会提供事業及び当該事業登録者への能力開発、情報提供事業への補助 被災地求職者企業委託特別訓練等事業補助 ・中高年齢の求職者に対する企業委託方式の職業訓練実施事業への補助	被災地求職者企業委託特別訓練等事業の実施(兵庫県職業能力開発協会)
新規成長事業者に対する支援	産業復興条例に基づく税の優遇措置等(県) 神戸企業ゾーン条例に基づく税の優遇措置等(神戸市)	新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業 新産業構造拠点地区進出企業賃料補助 ・新産業構造拠点地区に進出する新規成長事業者のオフィス賃料等の補助 ・オフィス賃料補助2,500円/m ² ・月 ・補助期間:入居から3年以内 ・進出調査費補助率等:1/4、100万円以内 新産業立地促進賃料補助 ・新産業創造拠点地区または産業集積促進地区に進出する環境・エネルギー・健康・医療等の新産業分野の企業へのオフィス賃料補助	・ひょうご投資サポートセンターの運営((財)阪神・淡路産業復興推進機構) ・企業誘致セミナーの開催等(同上) ・インキュベーションオフィスの提供(同上)

区分	行政	復興基金	義援金・その他
		新産業構造拠点地区中核的施設建設費補助・利子補給 産業復興ベンチャーキャピタル制度 ・被災地で事業展開する企業等に対する投資等の資金提供の支援	・ひょうご投資サポートセンターの運営((財)阪神・淡路産業復興推進機構) ・企業誘致セミナーの開催等(同上) ・インキュベーションオフィスの提供(同上)
被災商店街等の活性化に対する支援	兵庫県中小企業活性化基金助成事業商店等活性化のためのソフト事業への助成 被災商店街空き店舗等活用支援事業(市町) 商店街まち再生プランづくり事業	被災商店街コミュニティ形成支援事業補助 ・補助率等:1/3 1年目500万円以内、2年目275万円以内 被災商店街空き店舗等活用支援事業 ・補助率等:1/3 1年目400万円以内、2年目240万円以内 被災商店街空き店舗等再生支援事業 商店街新規出品・開業等支援事業 ・新規出店支援事業、商店継承支援事業、地域交流促進等施設設置事業に補助 商店街・まち再生づくりプラン事業 ・コンサルティング事業(52.5万円以内) ・再生計画策定事業(450万円以内) 商店街・まち再生整備事業 ・店舗等整備事業(2000万円以内) ・駐車場等整備事業(200万円以内)	・新規出店や子育て・高齢者支援施設の設置等の補助事業((公財)ひょうご産業活性化センター)
復興市街地再開発地域にぎわい創出に対する支援	新長田中心市街地活性化基本計画(県) 復興市街地再開発地域リーディング開発モデル事業(神戸市)	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業 ・利子補給率:3.0%又は2.5%以下を5年間 ・家賃補助:入居面積に応じて入居後3年間 ・その他:地域活動支援制度、進出調査支援制度、事業所等開設支援制度 復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 ・補助率等:1/2、30万円以内(平成20-24年度) 1/2、40万円以内(平成26~年度) 新長田地域集客力向上促進事業 ・補助率:3/4 復興市街地再開発地域リーディング開発モデル事業 ・補助率:3/4以内	

[コミュニティ対策]

区分	行政	復興基金	義援金・その他
コミュニティ拠点の設置・運営に対する支援	民間防犯灯助成制度等(市町) ・補助率(神戸市の場合): ・添架式2/3、独立式1/2 地域集会所新築等補助制度等(市町)	被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助 ・福祉コミュニティづくりの推進 ・拠点「コミュニティプラザ」の設置費等への補助 被災単身世帯緊急通報装置設置事業補助 地域集会所再建費補助 ・補助率:地元負担の2/3 ・補助限度額:新築買取1,500万円 改築 600万円 修繕 300万円 復興地域コミュニティ拠点設置事業補助 ・仮設建築物によるコミュニティ拠点整備へ補助(限度額600万円) フェニックスステーション設置運営事業補助 ・被災地域の住民をつなぐ人的ネットワークとしてのフェニックス・ステーションの活動経費へ補助	
	ふれあいセンター設置運営費補助 ・補助率等:設置費 県1/2 運営費 県1/4、市町1/4 各年間50万円以内	ふれあいセンター設置運営事業補助 ・補助率等:設置費 1/2 運営費 1/2 年間100万円以内	
	応急仮設住宅の建設・大規模補修・撤去・高齢者等への住宅改良、防犯サービスの提供、生活利便施設、交通手段等の確保支援(国・県・市町)	応急仮設住宅共同施設維持管理費補助 ・共同利用施設の維持管理、住宅の維持管理支援、防火安全対策等を支援 仮設住宅スポーツ遊具等設置事業補助 ・スポーツ遊具等の購入・設置費への補助	

[教育対策]

区分	行政	復興基金	義援金・その他
私立学校の復興に対する支援	日本私学振興財団、兵庫県私学振興協会の融資	私立学校復興支援利子補給 ・利子補給率:2.5% ・対象融資限度額:5,000万円 ・利子補給期間:5年	高校生等教科書購入費助成(義援金) 2万円/人 新入生助成(義援金)保育園・幼稚園 1万円 小学校2万円 中学・高校5万円 被災児童特別教育資金(義援金)100万円/人
	私立学校施設災害復旧事業費補助(国・県) ・小、中、高校、幼稚園、学校法人立専修学校、各種学校が対象	私立学校仮設校舎事業補助 ・仮設校舎の建設、リース経費の1/8を補助	
	私立学校教育研究活動復旧費補助(国・県) ・小、中、高校、幼稚園が対象	私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助 ・教育用備品等の復旧費用の補助	
	私立学校入学科、授業料等軽減特別対策補助(県) ・幼稚園、小、中、高校等が対象	私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助 ・授業料、入学科の軽減額を補助	
文化財等の復興に対する支援	文化財修理費助成事業(国・県・市町)	文化財修理費助成事業補助 ・国、県、市町指定文化財の修理費用の補助 ・補助率:所有者負担額の1/2	歴史的建造物の調査((社)日本建築学会)
	景観形成条例等による指定(市町)	歴史的建造物等修理費補助 ・歴史的建造物の修理費用の補助 ・補助率:所有者負担額の1/2	
私立博物館等の復興に対する支援		私立登録博物館修理費補助 ・私立登録博物館の復旧費用の補助 ・補助率:1/2又は1/3	
		私立博物館類似施設修理費補助 ・私立博物館類似施設の復旧費用の補助 ・補助率:1/3	
		私立博物館相当施設修理費補助 ・私立博物館相当施設の復旧費用の補助 ・補助率:1/3	
芸術文化活動に対する支援		被災地芸術文化活動補助 ・補助対象経費:会場使用料又は印刷費 ・補助率:1/2以内 ・補助限度額:50万円(ただし、14年度以降順次縮減)	

[その他対策]

区分	行政	復興基金	義援金・その他
周年事業等に対する支援	震災周年追悼行事の実施(県・市町) 周年記念事業の実施(県・市町)	震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助 震災2周年追悼・記念行事関連復興事業補助 震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助(3~9周年) 阪神・淡路大震災10周年記念事業補助 阪神・淡路大震災復興広域情報発信支援事業 阪神・淡路大震災15周年記念事業補助 阪神・淡路魅力アップ戦略(See阪神・淡路キャンペーン)中核的集客交流事業補助 "阪神・淡路大震災の記憶"伝承プレート設置支援事業補助	
		追悼行事関連文化復興事業補助 ・追悼関連行事として実施されるコンサート等文化事業開催の支援	
		震災の経験・教訓継承事業 震災の教訓を語り継ぎ、生かす兵庫の防災教育推進事業 震災の経験・教訓発信事業 東日本大震災に係るひょうごまちづくり専門家派遣事業 自主防災組織活性化支援事業	
	阪神・淡路復興支援館(フェニックスプラザ)の設置 人と防災未来センターの設置	阪神・淡路復興支援館(フェニックスプラザ)運営事業 ・被災者の自立復興のための情報提供支援活動拠点の運営	
広報誌一広報番組等による広報(県・市町)	震災復興広報強化事業 ・本格的な復興状況等の新聞、テレビ等による総合的・一体的な広報の実施		

(財) 阪神・淡路大震災復興基金 歴代役員

(年度)

役職	氏名	在任期間(平成)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	出身母体役職		
理事長	貝原俊民	7.4.1~13.7.31	←→																兵庫県知事	
	井戸敏三	13.8.1~22.3.31							←→											
副理事長	笹山幸俊	7.4.1~13.11.19	←→																神戸市長	
	矢田立郎	13.11.20~22.3.31							←→											
常務理事	柴田忠良	7.4.1~10.3.31	←→																兵庫県復興本部 総括部参事 (県土整備部参事)	
	稲田浩之	10.4.1~12.3.31			←→															
	谷口勝一	12.4.1~15.3.31					←→													
	小南秀夫	15.4.1~19.3.31							←→											
	小島寛	19.4.1~21.3.31											←→							
	木村博樹	21.4.1~22.3.31															←→			
理事	馬場順三	7.4.1~12.11.22	←→																西宮市長	
	山田知	12.11.23~22.3.31							←→											
	今井和幸	7.4.1~9.6.15	←→																兵庫県副知事	
	芦田弘逸	9.6.16~13.3.31			←→															
	芦尾長司	7.4.1~8.6.17	←→																	
	井戸敏三	8.6.18~13.6.21			←→															
	溜水義久	7.4.1~11.3.31	←→																	
	藤本和弘	11.4.1~18.3.31					←→													
	齋藤富雄	13.9.26~21.9.28							←→											
	五百蔵俊彦	18.4.1~22.3.31												←→						
	吉本知之	21.10.13~22.3.31															←→			
	田淵榮次	7.4.1~8.6.17	←→																神戸市助役 (副市長)	
	緒方学	7.4.1~9.12.4	←→																	
	小川卓海	7.4.1~8.3.14	←→																	
	山下彰啓	7.9.18~12.8.8	←→																	
	鶴木紘一	9.12.5~13.11.27			←→															
	前野保夫	9.12.5~13.11.27			←→															
	矢田立郎	13.4.1~13.8.20							←→											
	梶本日出夫	13.11.28~21.11.27								←→										
鶴崎功	13.11.28~21.11.27								←→											
松下綽宏	13.11.28~17.11.27								←→											
石井陽一	19.4.1~22.3.31													←→						
中村三郎	21.12.22~22.3.31															←→				
小柴善博	21.12.22~22.3.31															←→				
兵庫復興本部 副本部長	辻寛	8.6.18~10.3.31	←→																	
	和久克之	10.4.1~11.3.31			←→															
	五百蔵俊彦	13.4.1~13.9.25							←→											
	北橋健治	13.11.28~14.7.15							←→											
	望月達也	14.8.5~16.6.30								←→										
	大平一典	16.7.27~18.3.31										←→								
	池田茂	18.4.1~20.3.31											←→							
	鈴木篤	20.4.1~22.3.31												←→						
	津田貞之	7.4.1~8.4.16	←→																	
	大角晴康	7.4.1~8.4.16	←→																	

(年度)

役職	氏名	在任期間(平成)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	出身母体役職	
理事	辻 寛	7.4.1~8.6.17	←→															兵庫県復興本部 総括部長	
	木村 功	8.6.18~10.3.31		←→															
	畑 喜春	10.4.1~12.3.31			←→														
	清原桂子	12.4.1~13.3.31				←→													
	樽谷 紘三	13.4.1~14.3.31					←→												
	上田 健	14.4.1~15.3.31						←→											
	古西保信	15.4.1~17.3.31							←→										
	佐々木晶二	17.4.1~18.3.31									←→							兵庫県まちづくり 復興担当部長	
	山崎昌二	18.4.1~19.3.31										←→							
	田村 計	19.4.1~20.3.31											←→						
	大西 孝	20.4.1~21.3.31													←→				兵庫県防災監
	木村光利	21.4.1~22.3.31														←→			
	山下彰啓	7.4.1~7.9.17	↔																神戸市災害復興 本部総括局長 (企画調整局長)
	辻 雄史	8.6.18~9.3.31		↔															
園辺栄五郎	9.4.1~12.3.31			←→															
西川和機	12.4.1~14.3.31				←→														
大麻博範	14.4.1~19.3.31							←→											
中村 三郎	19.4.1~21.3.31													←→					
山本朋廣	21.4.1~22.3.31															←→			
監事	十倉嘉之	7.4.1~8.6.17	←→															兵庫県出納長 (会計管理者)	
	芦田弘逸	8.6.18~9.6.15		←→															
	藤本和弘	9.6.16~11.3.31			←→														
	辻 寛	11.4.1~13.3.31				←→													
	齋藤富雄	13.4.1~13.9.25						↔											
	五百蔵俊彦	13.9.26~18.3.31							←→										
	武田政義	18.4.1~19.3.31											←→						
	藤原正治	19.4.1~20.3.31												←→					
	西村良二	20.4.1~21.3.31													←→				
	塚本隆文	21.4.1~22.3.31														←→			
	前野保夫	7.4.1~9.12.4	←→															神戸市収入役 (会計管理者)	
	杉田文夫	9.12.5~14.3.31			←→														
	金芳外城雄	14.4.4~17.5.24								←→									
	碩弘 四郎	17.6.10~18.3.31											↔						
高橋英比古	18.4.1~22.3.31												←→						

○理事数

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
兵庫県(監事1除く)	8	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
神戸市(監事1除く)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5
西宮市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
役員計(監事2除く)	14	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	11	12	12	12

(公財) 阪神・淡路大震災復興基金 歴代役員

(年度)

役職	氏名	在任期間(平成・令和)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	出身母体役職
理事長	井戸敏三	22.4.1~3.7.31	←→												兵庫県知事
副理事長	矢田立郎	22.4.1~25.11.19	←→												神戸市長
	久元喜造	25.11.20~3.7.31	←→												
常務理事	木村光利	22.4.1~23.3.31	↔												兵庫県防災監
	藤原雅人	23.4.1~24.3.31	↔												
	杉本明文	24.4.1~28.3.31	←→												
	大久保博章	28.4.1~30.3.31	←→												
	早金孝	30.4.1~3.3.31	←→												
	藤原俊平	3.4.1~3.7.31	↔												
理事	中村三郎	22.4.1~25.11.27	←→												神戸市副市長
	鳥居聡	25.11.29~29.12.19	←→												
	玉田敏郎	30.1.19~30.8.31	↔												
	寺崎秀俊	30.11.9~2.7.12	←→												
	恩田馨	2.7.13~3.6.30	↔												
	河野昌弘	22.4.1~22.8.5	↔												
	藤田邦夫	22.8.6~22.11.7	↔												西宮市副市長
	本井敏雄	22.11.8~26.6.17	←→												
	村山保夫	26.6.30~28.12.31	←→												
	松永博	29.1.31~30.7.11	←→												
	掛田紀夫	30.8.28~31.3.31	↔												
	田村比佐雄	31.4.1~3.7.31	←→												
	門康彦	22.4.1~3.7.31	←→												淡路市長
	梶本日出夫	22.4.1~26.3.10	←→												神戸市立博物館館長
	中村三郎	26.3.10~3.7.31	←→												元神戸市副市長
	古西保信	22.4.1~3.7.31	←→												元兵庫県復興本部総括部長
表具喜治	22.4.1~3.7.31	←→												(公財)ひょうご産業活性化センター相談役	
監事	塚本隆文	22.4.1~23.3.31	↔												兵庫県会計管理者
	青山善敬	23.4.1~24.3.31	↔												
	山本亮三	24.4.1~26.3.31	←→												
	常松貞雄	26.4.1~27.3.31	↔												
	北川稔男	27.4.1~28.3.31	↔												
	赤木正明	28.4.1~29.3.31	↔												
	松田直人	29.4.1~31.3.31	←→												神戸市会計管理者 (神戸市会計管理者兼会計室長)
	東元良宏	31.4.1~2.3.31	↔												
	高見隆	2.4.1~3.3.31	↔												
	田中基康	3.4.1~3.7.31	↔												
	高橋英比古	22.4.1~22.6.10	↔												
	深尾秀和	22.6.11~24.3.31	←→												
	岡秀次	24.4.1~26.3.31	←→												神戸市会計管理者 (神戸市会計管理者兼会計室長)
	小島由嗣	26.4.1~29.3.31	←→												
	山本猛	29.4.1~31.3.31	←→												
	稜野敦雄	31.4.1~3.3.31	←→												
林千景	3.4.1~3.7.31	↔													

○理事数

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
兵庫県(監事1除く)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
神戸市(監事1除く)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
西宮市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
役員計(監事2除く)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

*理事数は、年度中の異動による増減に関わらず、当該年度中の最大数を置いている。

(公財)阪神・淡路大震災復興基金 歴代評議員

(年度)

役職	氏名	在任期間(平成・令和)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	1	2	出身母体役職
評議員	齋藤 富雄	22.4.1~3.7.31	←→											関西国際大学教授	
	安田 丑作	22.4.1~3.7.31	←→											神戸大学名誉教授	
	新野幸次郎	22.4.1~2.8.7	←→											神戸大学名誉教授	
	室崎 益輝	22.4.1~3.7.31	←→											兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長	
	加藤 恵正	22.4.1~3.7.31	←→											兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	
	松原 一郎	22.4.1~3.7.31	←→											関西大学名誉教授	
	小林 郁雄	22.4.1~3.7.31	←→											阪神大震災復興市民まづくり支援ネットワーク代表世話人	
	野崎 隆一	22.4.1~3.7.31	←→											神戸まづくり研究所理事長	
	平松 秀則	22.4.1~22.11.8	←→											神戸商工会議所副会頭	
	藪本 信裕	23.1.25~28.11.7	←→												
	尾野 俊二	28.12.6~3.7.31	←→												
評議員計			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	

復興基金事務局職員の推移

	平成7年度					平成8年度					平成9年度					平成10年度				
	県派遣	神戸市派遣	県兼務	臨時職員・日々雇用・嘱託員	計	県派遣	神戸市派遣	県兼務	臨時職員・日々雇用・嘱託員	計	県派遣	神戸市派遣	県兼務	臨時職員・日々雇用・嘱託員	計	県派遣	神戸市派遣	県兼務	臨時職員・日々雇用・嘱託員	計
常務理事	1				1	1				1	1				1	1				1
事務局長	1				1	1				1	1				1	1				1
事務局次長		1			1		1			1		1			1		1			1
総務課長	1				1	1				1	1				1		1			1
総務課職員				1	1				1	1				1	1				1	1
財務課長		1			1		1			1		1			1		1			1
財務課職員	1			1	2	1			1	2	1			1	2	1			1	2
業務課長	1				1	1				1	1				1	1				1
業務課職員		1		1	2		1		1	2		1		1	3		1		1	3
計	5	3	0	3	11	5	3	0	3	11	6	3	0	3	12	6	3	0	3	12
	平成11年度					平成12年度					平成13年度					平成14年度				
常務理事	1				1	1				1	1				1	1				1
事務局長	1				1	1				1	1				1	1				1
事務局次長		1			1		1			1		1			1		1			1
総務課長	1				1	1				1	1				1	1				1
総務課職員				1	1				1	1				1	1				1	1
財務課長		1			1		1			1		1			1		1			1
財務課職員	1			1	2	1			1	2	1			1	2	1			1	2
業務課長	1				1	1				1	1				1	1				1
業務課職員		1		1	2	1	1		1	3	1	1		1	3	1	1		1	3
計	5	3	0	3	11	6	3	0	3	12	6	3	0	3	12	6	3	0	3	12
	平成15年度					平成16年度					平成17年度					平成18年度				
常務理事	1				1	1				1	1				1	1				1
事務局長	1				1	1				1	1				1	1				1
事務局次長		1			1		1			1		1			1		1			1
総務課長	1				1	1				1	1				1	1				1
総務課職員				1	1				1	1				1	1				1	1
財務課長		1			1		1			1				0	0					0
財務課職員	1			1	2	1			1	2				0	0					0
業務課長	1				1	1				1	1			1	1				1	1
業務課職員	1	1		1	3	1	1		1	3	2			2	4				1	3
計	6	3	0	3	12	6	3	0	3	12	5	2	0	3	10	3	2	0	2	7
	平成19年度					平成20年度					平成21年度					平成22年度				
常務理事	1				1	1				1	1				1	1				1
事務局長	(総務課長)				0	1				1	1				1	1				1
事務局次長		1			1		1			1		1			1		1			1
総務課長	(次長兼務)				0		(次長兼務)			0		1			1		1			1
総務課職員				1	1				1	1				1	1				1	1
財務課長					0					0					0					0
財務課職員					0					0					0					0
業務課長		1			1		1			1					1					1
業務課職員	2			1	3	2	1		1	3		1		2	1	3			2	3
計	3	2	0	2	7	3	2	0	2	7		1	6	2	9			6	4	10
	平成23年度					平成24年度					平成25年度					平成26年度				
常務理事				1	1					1	1				1	1				1
事務局長				1	1					1	1				1	1				1
事務局次長				1	1					1	1				1	1				1
総務課長				1	1					1	1				1	1				1
総務課職員				1	1				1	1				1	1				1	1
財務課長					0					0					0					0
財務課職員					0					0					0					0
業務課長			(総務課長)		0		(総務課長)			0					0					0
業務課職員			2	3	5		2	1	3	5		2	1	3	5			2	3	5
計			6	4	10		6	2	8	10		6	2	8	10			7	2	9
	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度				
常務理事				1	1					1	1				1	1				1
事務局長				1	1					1	1				1	1				1
事務局次長				1	1					1	1				1	1				1
総務課長				1	1					0	0			(次長兼務)	0	0			(次長兼務)	0
総務課職員				1	1				1	1				1	1				1	1
財務課長					0					0	0				0	0				0
財務課職員					0					0	0				0	0				0
業務課長			(総務課長)		0		(総務課長)			0	0			(次長兼務)	0	0			(次長兼務)	0
業務課職員			3	1	4		3	1	4	4		3	1	4	4			2	1	3
計			7	2	9		6	2	8	9		6	2	8	9			5	2	7
	令和元年度					令和2年度					令和3年度									
常務理事				1	1					1	1				1	1				1
事務局長				1	1					1	1				1	1				1
事務局次長				1	1					1	1				1	1				1
総務課長			(次長兼務)		0				(次長兼務)	0	0			(次長兼務)	0	0			(次長兼務)	0
総務課職員				1	1				1	1				1	1				1	1
財務課長					0					0	0				0	0				0
財務課職員					0					0	0				0	0				0
業務課長			(次長兼務)		0				(次長兼務)	0	0			(次長兼務)	0	0			(次長兼務)	0
業務課職員			2	1	3		2	1	3	3		2	1	3	3			2	1	3
計			5	2	7		5	2	7	7		5	1	6	7			5	1	6

この記録誌は、公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構への委託事業（平成 30 年度～令和元年度）をもとに、基金事務局で加筆修正して作成したものです。

公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金

〒 650 - 8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県庁内

TEL.078 - 362 - 4422 ~ 4424

FAX.078 - 362 - 4457

(令和 3 年 7 月発行)

